



みのる法律事務所
第 2 9 3 号
平成 2 6 年 9 月

みのる法律事務所
弁護士 千田 實

〒 021-0853

岩手県一関市字相去 57 番地 5

TEL : 0191-23-8960

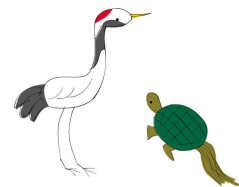
FAX : 0191-23-8950



みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> [✉ minoru@minoru-law.com](mailto:minoru@minoru-law.com)



長生きを楽しむコツ その4 — 暇を楽しむ



「暇^{ひま}」とは、「用事や仕事がない時」（角川必携国語辞典）という意味があります。「暇をもてあます」などと使われます。高齢者は、定年退職をしたりし、目の前にやらなければならない用事や仕事がない時間が多くあります。このような時の過ごし方こそ、「長生きを楽しむコツ」を考える上で極めて重要なポイントだと思います。

吉田兼好（1283? - 1350?年）が書いたと言われている『徒然草^{つれづれぐさ}』という随筆^{ずいひつ}があります。その序段（書き出し部分）はあまりに有名です。



「つれづれなるまゝに、日ぐらし、硯^{すずり}にむかひて、心に移りゆくよしなし事^{こと}を、そこはかたなく書きつくれば、あやしうこそものぐるほしけれ」

『旺文社全訳古典撰集 徒然草^{せんしゅう}』では、「しようにもすることのないもの^{さび}淋しさにまかせて、終日、机の上の硯に向かいながら、心中につぎつぎに移ってゆく、とりとめもない事を、何というあてもなく書きつけて見ると、妙にわれながらばかばかしい気持ちができることである」と訳されています。

ですが、私は最後の部分は、「妙にわれながらばかばかしい気持ちができるこ

新・憲法の心、黄色い本、いなべんの本は、出版社・株式会社エムジェエムの他、下記書店でも好評発売中です。

宮脇書店気仙沼本郷店 〒988-0042 気仙沼市本郷 7-8 TEL: 0226-21-4800
amazon.co.jp® <http://www.amazon.co.jp/> ~ 送料無料 ~

とである」という訳よりも、「面白くて面白くて仕方がなくなる」と訳した方が、筆者の気持ちに添う気がします。



それは、私がこのような駄文を書いている実体験からそう思うのです。私は、誰かに頼まれたわけでもなく、誰かから注文があったわけでもなく、誰かからお金をもらうわけでもないのに、『患者とその妻の腎臓病体験記』、『新・憲法の心』、事務所便り『^{まとはずれ}的 外』などを書いています。確かに、「妙にわれながらばかばかしい気持ちがする」時もありますが、それ以上に「面白くて面白くて仕方がない」という時の方が多くあります。

『徒然草私感』（昭和42年12月15日初版発行、株式会社社会思想社）
^{むしやのこうじさねあつ}で武者小路実篤（1885-1976年、代表作『友情』、『愛と死』等）は、「作者は兼好法師ときめていいのだと思うが、この書き出しで、この本の性質をよくあらわしている。実にずばりと言いたいことを言っている。しかも『あやしうこそものぐるほしけれ』と言っている。内からあふれるものが感じられる。かきたいものが、今や頭にうずまいている感じだ。…純粹にただかきたいことをかけばいいのだ」と述べています。

私も正直なところ、「このようなものを書いても、誰も読んでくれるはずがない」と思うことも多く、「何かおかしいことを書いているのではなかろうか」などと不安になり、われながらばかばかしい気持ちがすることもあります。

ですが、何もやることがないと、面白くないことばかりが頭に浮かんできます。死んだいとこや同級生、クライアント（依頼者）の顔が浮かんできたり、「あの裁判は勝てそうにない」などという気になったり、「もう間もなくお迎えが来るだろうが、あまり苦しみたくはない」などと、ネガティブ（消極的）な考えが頼みもしないのに湧いてきます。そんな時、心に浮かぶことを書いて

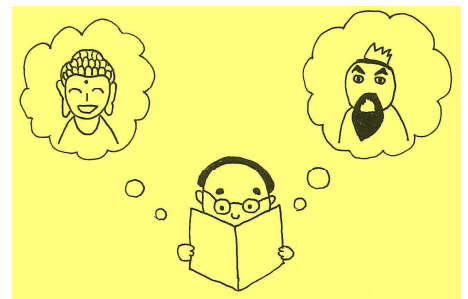


いと、そのような思いが消えていきます。どうも人間というやつは、暇だと悪いことばかり考えるようです。楽しいことを望むのであれば、ポジティブ（積極的）に何かをした方がいいように、人間はつくられているような気がします。



私は、平成23（2011）年3月末から人工透析療法に入りました。週3回、1回4時間の人工透析でした。管でつながれたまま、4時間ベッドの上でじっとしていなければなりません。最初の数回は、時間が経つのが遅くて遅くて気が狂いそうでした。透析室の壁の丸い大きな時計に目が吸い付けられていましたが、時計の針はほとんど進みません。何もすることなく4時間も過ごすことは、想像する以上に苦痛でした。憲法第18条には、「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない」とありますが、犯罪も犯していないのに、苦役に服しているという感じでした。

事務局がそのような私の姿を見て、「透析時間中は本を読まれたらいかがですか」と言って、釈迦や孔子の本を買ってくれました。それを読み始めたところ、面白くなり、4時間の透析時間が短くなってしまいました。私は、それまでは法律の本以外ほと



んど読んでいませんでしたので、釈迦や孔子の教えは、乾いたスポンジに水を注いだように染み込んできました。週3回、1回4時間の透析時間が待ち遠しくなりました。来客はない、電話は来ない、誰にも気を遣わず、釈迦と孔子の本を読むことができました。「この先をもう少し読みたい」と思っているうちに、透析が終わってしまうという状態になりました。

「暇」という言葉には、「用事や仕事がない時」という意味の他に、「遊ぶ暇

がない」などという使い方で「必要な時間」という意味もあるようです。

年を取りますと、「遊ぶ暇がない」ということよりも、「暇をもてあます」という意味の方が強くなります。その意味での暇の使い方が、「長生きを楽しむコツ」という視点で見ますと、大事になってきます。兼好法師のように、ワクワクするような楽しみを見つけられれば、これほど素晴らしい「長生きを楽しむコツ」はありません。それは、随筆を書くということに限るものではありません。武者小路実篤は、「純粹にただかきたいことをかけばいいのだ。羨ましく思えば思える境 遇だが、そういう境地で、誰に見せるともなく、かいてゆくのだ。この作者は無駄を少しもかく必要がなく、かきたいもの許りかいているのだ。……その点実に感心していいと思う」と述べていますが、書くことだけではなく、自分のやりたいことをやればいいのだと思います。自分が本当にやりたいことを、やればいいのです。



年老いてから一生懸命やることは、金にもならず、人からも褒められたりしないことが多いのですが、金を取らなければならないとか、世間から評価されなければならないなどと考えずに、純粹にやりたいことがやれる境遇にありますので、本当にやりたいことをやればいいのです。それができるのは高齢者の特権です。この特権をフルに活かすことが、「長生きを楽しむコツ」の一つであることは間違いありません。高校時代の同級生がカワセミの観察に熱中している姿を新聞で知ったときは、羨ましくて仕方がありませんでした。心の底から「ヨカッタ！ヨカッタ！」と思いました。同級生が偉くなったという噂より、ずーっとずーっと嬉しくなりました。

前記『旺文社全訳古典撰集 徒然草』の「妙にわれながらばかばかしい気持ちがることである」との訳の真意は、「何の報いもないことにこんなに熱中するなんて、自分はばかばかしい存在だ」と自己に対する反省と謙遜の気持ちを表したものと取れます。しかし、兼好法師は熱中したのです。兼好法師の随



筆は第243段まで続きました。旺文社の訳はそれを知った上で、兼好法師は反省と謙遜の気持ちを込め、抑えた言い方をしていると解釈したのでしょうか。私も書いている時は楽しくて仕方がないのですが、その心を隠して、周囲に対しては「誰も読んでくれないことを、ばかばかしくもやっている」と言うことが少なくありません。

ばかばかしいこととは、「やらなければならない義務などないのに、勝手にやっている」ということを言うのでしょうか、受験に合格するため、やりたくもない勉強をしたり、生活のため、子育てのため、上司の嫌みにも^た耐え、ひたすら働かなければならない若い時代に比べ、老後は何といい境遇なののでしょうか。

「♪ ばかばかしい人生より、ばかばかしいひとときがうれしい ♪」と、小説家・作詞家・作曲家のなかにし礼氏（1938年-）が『時には娼婦のように』（1978年）の歌詞の中に書いていますが、ばかばかしいことにたくさんの時間を^さ割くことができるのは、老人の特権です。よくよく考えますと、生活のためには仕方がないのですが、短い一生の中で本当にやりたいことにどれほど多くの時間が取れているのでしょうか。ばかばかしい人生です。せめて老後になったら、本当に楽しいばかばかしいことをしたいものです。「ライフワーク」というのは、長い時間をかけて見つけた、本当にやりたい仕事ではないのでしょうか。



私は、生活習慣病の本（黄色い本シリーズ）を18冊、『新・憲法の心』はすでに14巻まで書き上げました。何の報いもないことに多くの時間を割くことをばかばかしいと思うこともありますが、それより楽しさが勝っているから、ここまでやれたのだと思います。年を取ったら、若い時にはできなかったばかばかしいことができます。そのように「ばかばかしいことに熱中する」ことが、「暇を楽しむ」ということです。それは長生きをした者の特権です。それは、「長生きを楽しむコツ」の一つです。

『遺産問題のパンフレット（案内書）』の反響に感謝して!!

前号に「遺産問題のパンフレット（案内書）」を同封しましたところ、多くの方から本のご注文をいただいたり、数組の団体から講演のお申し入れをいただきました。反響が思いの外大きく、大変嬉しくなりました。まず、御礼を申し上げます。ありがとうございます。本は発刊次第、ご注文を戴いた方には順次お送りいたします。講演予定は、すでに何件か具体的に決まりました。肩の凝らない、打ち解けた話の方がスッと頭に入り、役に立つことが少なくありません。そのような話をしたいと思しますので、そのような^{くだ}砕けた機会を少しでも多く持ちたいと考えています。



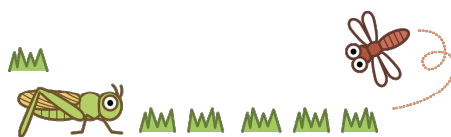
前回のパンフレットをお読みいただき、多くのご質問を頂戴しました。一番多かったご質問は、「『生前協議書方式』と『四十九日方式』とは、具体的にどのようなことをやるのか」というものでした。それを説明したく、講演会を開催したい

のですが、とりあえずアウトラインを申し上げておきますと、次の通りです。

「生前協議書方式」は、遺産を残す人が生きているうちに、その人が中心となって遺産をもらう人全員と協議して、「遺産はこのように分ける」という合意書を作るやり方です。「四十九日方式」は、遺産を残す人が亡くなった後で、その方の四十九日の法事までに残された人達が、「遺産をこのように分ける」という合意書を作るやり方です。

以上の点は、今月末に発刊予定の『田舎弁護士の大衆法律学 相続の巻（下）^{でんか ほうとう} 伝家の宝刀』において述べていますの

で、関心のある方はそちらをお読みいただければ、ご理解いただけるものと思います。それでもよくわからないとか、直接質問したいという方は、講演会にご出席いただくか、事務所にご来所いただければ、より詳しくご説明しますのでお申し付け下さい。





今回特に付け加えて説明をしておきたい点は、「法の規定通りにやれば、簡単に事は済む」と思われている方が少なからずおられますが、それは大間違いであるという点です。法を適用するためには、その前提事実が決まらなければなりません。裁判などのケースでは、法の適用の前に前提事実^あに争いが生まれ、そのため長い時間がかかるということが多いのです。法の適用は、その前提事実が定まらなければできないのです。

一例を挙げれば、民法では妻には2分の1の法定相続分がありますが、遺産の額が決まらなければ、2分の1と言ってもその具体的額は決まりません。土地や家や株や絵画などのように、その価格は評価しなければ決まらないものが多くあります。その評価額が定まらないと、遺産の額は決まりません。誰でも自分がもらう物は安く、他の人がもらう物は高く評価したいと考えるからです、一見簡単なように見えますが、遺産の額を定めることそれ自体が容易ではありません。裁判になりますと、遺産の額を定めるだけで2年も3年もかかることがあります。その他にも、誰かはすでにもらった分があるとか、誰かは特に役立ったとか、法の適用の前にはっきりしなければならない前提事実問題が多くあり、法の適用とか裁判は長引くことが多いのです。

「法的に決めるから問題はない」という考え方は、間違っていることを知ってほしいのです。それを避けるための方法として、「生前協議書方式」と「**四十九日方式**」をお勧めするものですから、是非この方法を覚えて、「骨肉相食む相続争い」にならないように気を付けていただければ幸甚です。

わからないことがありましたら、何なりとお声を掛けていただければ、懇切丁寧^{ていねい}にご説明します。事務所までご来所いただける方でしたら、1時間くらいの打ち合わせ時間は1週間以内には作れると思いますので、お電話でお問い合わせ下さい。ご来所いただく日程を調整させていただきます。ご遠慮なさらず、お気軽にお申し付け下さい。





『9条は、^{うま}^い生れ出づべき必然の運命にあった』

つれづれなるままに、憲法9条に関し、『新・憲法の心 — 戦争の放棄』と題して書きつけて見ましたら、いつの間にか14巻になりました。9条に関しては、ほぼ書きたいものは書いたという気になっていました。「ここで一区切りつけよう」という気になっていました。ところが、「9条は、^{うま}^い生れ出づべき必然の運命にあった」という点を書き落としているのではないか、という思いが湧いてきました。

日本国憲法9条の「戦争の放棄」、「戦力の不保持」、「交戦権の否認」の規定を、「押しつけ憲法」とか、「無条件降伏憲法」などと言う人もいますが、「誰かが創ったというより、人間の歴史の成り行きとして必ずそうなると思っていた結果だったのではないか。生れ出づべき必然の運命にあったのではないか」ということに気がつきました。そのような思いは、平成18（2006）年11月30日に『田舎弁護士の大衆法律学 憲法の心』（このシリーズでは『旧・憲法の心』と表示）を発刊した頃からぼんやりと浮かんでいたのです。『旧・憲法の心』では、第4章に「戦争放棄は、どのような心で創られたか」というタイトルで未熟な考え方を示しました。『新・憲法の心 — 戦争の放棄』第1～14巻を書き終え、一区切りついたと思ったところ、「9条は、生れ出づべき必然の運命にあった」という思いは、確信に変わりました。

第15巻において、『旧・憲法の心』の第4章「戦争放棄は、どのような心で創られたか」を再現した上で、第16巻以降で、なぜ「9条は、生れ出づべき必然の運命にあった」と言えるのか、その理由を歴史的事実を検証しながら明らかにしたいと考えています。「大衆法律学」を掲げる身としては、学問的・専門的な書き方をするつもりはありませんが、今回に限ってはいくらか「基礎から積み重ねられ、筋道を立てて考えられた専門の知識」という学問的一面も出してみたいと考えています。

9条の「戦争の放棄」、「戦力の不保持」、「交戦権の否認」の規定は、日本に偶然に生まれたものではなく、**第1次世界大戦→第2次世界大戦→原爆開発→イタリア・ドイツ降伏→原爆実験→国際連合憲章調印→ポツダム宣言→ポツダム宣言黙殺→広島・長崎被爆→ポツダム宣言受諾→国際連合発足→マッカーサー草案→日本国憲法改正案提出→日本国憲法公布・施行**という歴史を振り返れば、地球規模というか、「**大宇宙的縁**の中で、生れ出づべき必然の運命にあった」のです。9条は、「世界憲法」であり、「地球憲法」と言うべきものです。日本だけで、ましてや一政権で、その改正や解釈の変更ができるものではないのです。

^{いささ}^{こだいもうそう}些か誇大妄想的であり、どこまで説得力のあるものが書けるか不安ですが、これまで14巻にわたって述べてきた『戦争の放棄』の総まとめとして、第15巻以降で「9条は、生れ出づべき必然の運命にあった」ということを、書けるだけ書いてみることにします。もう少しお付き合い下さいませよう、お願いいたします。

